

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

■概要

- ・従前から国要綱では対象となっていた、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅等土砂災害対策促進事業、木造住宅耐震化総合支援事業及び非木造住宅耐震化総合支援事業を創設する。(①②③)
- ・コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業、空き家対策市町村緊急支援事業及び空き家活用費補助事業の事業内容を改める。(④⑤⑥⑦⑧)
- ・その他所要の規定整備を行う。(⑨)

■改正内容

- ①危険住宅の除却及び危険住宅に代わる住宅の建設又は購入を行う費用の一部を補助する「がけ地近接等危険住宅移転事業」を創設する。(第2条29号、第2条30号、第2条31号、第3条、別表第11)
- ②土砂災害特別警戒区域内の危険住宅等を対象に、土砂災害に対して安全な構造とするための費用の一部を補助する「住宅等土砂災害対策促進事業」を創設する。(第2条29号、第2条30号、第2条32号、第3条、別表第12)
- ③住宅耐震化を推進する積極的な取組を行う市町村が、住宅の補強設計及び耐震改修を総合的に支援する場合にその費用の一部を補助する「木造住宅耐震化総合支援事業」及び「非木造住宅耐震化総合支援事業」を創設する。(第2条33号、第2条34号、第3条、別表第13、別表第14)
- ④コンクリートブロック塀耐震対策事業で、津波浸水区域等において地震時の避難路確保を推進するため、市町村が自ら行う塀等の撤去等を対象に追加する。(第2条19号、別表第5)
- ⑤老朽住宅等除却事業で、津波浸水区域等において地震時の避難路確保及び地震火災の発生防止を推進するため、老朽度に関わらず空家等対策計画に基づき行われる除却で、跡地を地域活性化のために供するものを対象に追加する。(第2条20号、別表第6)
- ⑥空き家活用促進事業で、空き家を転用し大規模災害時における応急仮設住宅の確保を図るため、「就寝の用に供する居室の存する建築物」への活用を対象に追加する。(第2条21号、第2条28号、別表第7、別表第10)
- ⑦住宅耐震対策市町村緊急支援事業で、補助要件を国の総合的支援メニューの要件と合わせる。(第2条24号、別表第8)
- ⑧空き家対策市町村緊急支援事業で、補助要件を国の補助要件に合わせて「空家等対策計画に基づき行うもの」に改める。(第2条27号、別表第9)
- ⑨補助の条件に、間接補助事業者等に県税の滞納がないことを追加する。(第5条12号)

■改正箇所

第2条19号、20号、24号、27号、29号、30号、31号、32号

第3条

第5条12号

別表第5、第6、第7、第8、第9、第10、第11、第13、第14